平成２１年（フ）第５１号
佐賀市呉服元町２番13号
債務者　宮崎　　喬
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
佐賀県伊万里市東山代町里576番地４
債務者　武永　由香
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１８０号
佐賀県武雄市朝日町大字甘久2123番地
債務者　原口　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１９０号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙2419番地５
債務者　植松　里美
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１９２号
佐賀県伊万里市大坪町丙2076番地２
債務者　門田　順子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１９３号
佐賀県伊万里市大坪町丙2076番地２
債務者　大宅　克良
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１９４号
佐賀県伊万里市二里町中里甲3364番地
債務者　高木　靖英
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１９５号
佐賀県伊万里市東山代町里4752番地
債務者　眞田　亮介
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１９６号
佐賀県伊万里市伊万里町甲761番地
債務者　谷口　絵美
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１９７号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄6461番地12
債務者　一ノ瀬早由里
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１９８号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡9606番地12
債務者　岩永　雅子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１９９号
佐賀県伊万里市立花町1604番地１　立花市営住宅５－３－42
債務者　上森　未希
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２１５号
福島県二本松市郭内３丁目309番地１
債務者　武藤　光子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４３５号
川崎市宮前区菅生５丁目９番39号　渡辺荘201
債務者　永冶　知崇
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４８５号
愛知県豊田市大林町15丁目３番地14　グローリアス豊田大林公園303号
債務者　山田みどり
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４９０号
愛知県豊田市金谷町７丁目56番地　ベルメゾン金谷202号
債務者　角谷　純子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４９５号
愛知県岡崎市末広町11番地２　コーポ森202
債務者　鈴木　康充
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４６１号
北九州市小倉北区板櫃町23番６号
債務者　森　　智子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部